

統計調査における基本的事項や守秘義務及び社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の内容について、十分理解できるような研修を事前に行う。研修計画及び内容については、事前に厚生労働省の了解を得るとともに、研修実施後に、厚生労働省に実施状況を報告すること。

キ 民間事業者は、調査関係書類を厳重に管理する環境、パソコン、電話・FAX等の必要な設備及び本業務を適切に遂行するに十分な場所を用意すること。

ク 事故や問題が発生した場合は、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指示に従うこと。

(4) 業務に当たり確保されるべき質

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査を実施するにあたっては、調査客体に対する適切な対応、回収率の維持、また回収した調査票の適切な審査、正確かつ迅速なデータ入力求められる。調査結果の質を確保するため、下記の対応を行うこととする。

ア 本業務の実施に当たり、2(2)ウの①～④で示す各工程ごとに民間事業者が策定し、予め厚生労働省と調整した作業方針、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 2(2)ウ(ア)の「調査対象名簿の作成等」においては、調査客体を確定することが調査の根幹をなすものであるため、厚生労働省が貸与する調査対象名簿作成仕様書に基づき、正確かつ確実に行うこと。また、その成果物は、作成過程の方法等も含め、厚生労働省の検証を受けること。検証の結果、不備があった場合は、再度作業を行い、修正し、厚生労働省に提出する。

ウ 照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合に、厚生労働省が貸与する照会対応等業務要領及び照会対応事例集に沿って対応すること。

エ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の各調査票における回収率に関して目標とする水準は100%とし、一連の業務(督促業務等)を通じ、以下の回収率を上回らなければならない。ここでいう回収率とは、提出された調査票数(白紙を除く。)を調査客体数で除した値を言う。

・社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

調査票の種類別 80%

ただし、障害福祉サービス等事業所票、居宅サービス事業所（福祉関係）票、
については平成20年度の実績値。

障害福祉サービス等事業所票 76.0%

居宅サービス事業所（福祉関係）票 74.8%

(5) 契約金額の支払について

契約金の支払いについては、落札者が決定した後、各年度ごとの業務量を踏まえ落札者と厚生労働省が協議を行い、各年度ごとの契約金の支払額を決定する。

なお、支払いに当たり民間事業者は、各年度ごとに2(2)ウ(ア)～(ケ)に示す一連の業務完了後、厚生労働省に対し、8(1)アに示す事業報告書や業務の完了を確認できる書類等を提出する。

厚生労働省は提出された書類等に基づき、適正な実施がなされたことを確認した後、各年度ごとに決定した金額を支払う。

3 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の契約期間

契約期間は、平成21年8月（契約締結後）から平成24年3月31日までとする。

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条により準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 厚生労働省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の調査・研究において「A」～「C」の等級に格付けされている者であること。

- (6) 本実施要項に記載する事項のとおり業務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約（以下「本契約」という。）を締結することとなった場合、確実に完了期限までに実施・完了ができるとの意思表示を書面により証明することをいう。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

- ア 入札公告 平成21年7月上旬頃
- イ 入札説明会 平成21年7月中旬頃
- ウ 入札説明会終了後の質問期限 平成21年7月中旬頃
- エ 入札書類提出期限 平成21年7月下旬頃
- オ 入札書類の評価 平成21年7月下旬頃
- カ 開札 平成21年8月頃
- キ 契約の締結 平成21年8月頃
- ク 業務の引継ぎ 平成21年8月頃から

(2) 入札実施手続

ア 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）並びに別紙11「評価項目一覧」の「企画書の頁」欄に対応する企画書の頁を記載した書類を提出することとする。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。また、法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

イ 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

- (ア) 事業実施計画
- (イ) 実施体制・役割分担
- (ウ) 事業実績・資格
- (エ) 設備・環境
- (オ) 研修

- (カ) セキュリティ対策
- (キ) 調査対象名簿の作成
- (ク) 調査関係用品の印刷・発送
- (ケ) 調査票の回収
- (コ) 受付
- (サ) 審査
- (シ) 問い合わせ・苦情対応
- (ス) 督促
- (セ) データ入力

6 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定方法

落札者の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

なお、評価は厚生労働省及び外部有識者（以下「評価者」という。）による審査を行う。

(1) 落札者決定にあたっての質の評価項目の設定（別紙11「評価項目一覧」参照）

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

ア 必須項目審査

厚生労働省は、入札参加者が企画書に記載した内容を、次の表の1～3の必須項目（最低限の要求項目）について満たしていることを確認する。すべて満たす場合は61点を基礎点として付与し、1つでも満たさない場合は失格とする。

企画書の目次				評価項目	評価基準
大項目	中項目	小項目	細項目		
1 事業実施計画					
	1.1	事業実施計画	基本的な実施計画	・具体的な事業実施計画が示されているか。	
2 事業実施体制					
	2.1	実施体制・役割分担	基本的な組織体制	・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立しているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容及び業者、委託元との業務分担と再委託の必要性が明示されているか。	
	2.2	事業実績・資格	保管・処理能力	・3年以内に郵送調査業務についての実績があるか。	
	2.3	設備・環境	基本的な設備環境 と情報通信機器の 設備環境	・調査票及び調査関係用品の整理及び管理・保管体制を有しているか。 ・本業務を実施する場所、設備環境(パソコン、電話・FAX等)について十分な体制が用意されているか。	
	2.4	研修	研修のプログラム、 研修計画	・研修計画が明示されているか。 ・教育(研修)のプログラム内容に、調査の概要や調査票の内容、社会福祉制度や介護保険制度の概要、統計調査における基本的事項、守秘義務が含まれているか。 ・研修が実務に生かされるよう、自ら監視する体制があるか。	
	2.5	セキュリティ対策	基本的なセキュリティ	・セキュリティ対策が適切な内容となっているか。 ・プライバシーマークを取得しているか。もしくは、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか。 ・調査票の管理・搬送方法が適切であるか。	
3 個別業務の実施方法					
	3.1	調査対象名簿の作成	基本的な手法	・実施体制、作業日程等が示されているか。 ・データの作成作業の各行程で審査を通るためのデータのチェック方法が示されているか。	
	3.2	調査関係用品の印刷・発送	基本的な手法	・調査関係用品の印刷・発送の際、手順等実施方法が具体的に示されているか。	
	3.3	調査票の回収	基本的な手法	・回収業務の手順等実施方法(原則、他の項目と重ならないこと)が具体的に示されているか。	
	3.4	受付	基本的な手法	・受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。	
	3.5	審査	基本的な手法	・審査業務(個票審査)の手順等実施方法が具体的に示されているか。	
	3.6	問い合わせ・苦情対応	基本的な手法	・調査全般に渡る問い合わせや苦情の対応手順について示されているか。	
	3.7	督促	基本的な手法	・督促の時期・回数など、督促の実施方法が具体的に示されているか。	
	3.8	データ入力	基本的な体制	・データ入力における十分な体制(人数・入力機器の台数)が用意されているか。 ・ベリファイできる機能はあるか。	

イ 加点項目審査

評価者は、「ア 必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、次の表の1～3の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から、入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を比較し、下記の審査基準により各項目について0点から3点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定された加重を乗じた値の合計点を加点とする。

< 審査基準 >

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

ただし、「2.2 事業実績・資格」及び「2.5 セキュリティ対策」のうち「資格」については以下による。

- ・ ISO9001の認証を受けているか。
受けている 4点 受けていない 0点
- ・ プライバシーマークの取得と情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)の認証の両方を受けているか。
受けている 3点 受けていない 0点

企画書の目次				評価項目	評価基準	
大項目	中項目	小項目	細項目			
1 事業実施計画						
	1.1	事業実施計画	調査の効率化	・業務手順について、効率的に調査を実施するための工夫が示されているか。		加重2
2 事業実施体制						
	2.1	実施体制・役割分担	基本的な組織体制	・人員の配置に柔軟に対応する工夫が組織的に構築されているか(経験・能力に見合った配置、作業量に見合った増員)。		加重1
			統計調査の知識と体制の柔軟性	・統計調査に精通した責任者であるか。 ・調査対象施設・事業所について広く情報収集する能力を有しているか。 ・厚生労働省からの要望等に迅速・柔軟に対応できるか。		加重1 加重2 加重1
	2.2	事業実績・資格	実績実績	・統計調査業務の受託実績(客体数と回収率及び調査方法の記載は必須)があるか。 ・調査票約20万件を保管及び処理した実績はあるか。		加重1 加重1
			資格	・ISO9001の認証を受けているか。		
	2.3	設備・環境	基本的な設備環境と情報通信機器の設備環境	・本業務が他業務影響(情報漏洩、現地調査の拒否等)を受けない工夫がみられるか。 ・業務場所の独立性が確保されているか。		加重2
			管理能力	・電話の回数(督促、疑義照会)、平均応答時間の測定等の機能を有するか。また、それらを管理し、報告ができるか。		加重2
	2.4	研修	研修のプログラム、研修計画	・研修を担当する者の経験が明示され、研修内容が可視化できるか。研修後のフォローアップ内容に工夫があるか。 ・担当者の研修習熟度を測り、適材適所に人材を配置する工夫があるか。 ・自ら監視した結果、担当者の変更に伴う適宜の研修の方策を準備しているか。 ・自ら監視する方法として、客観的で定量的に計測できる機能の装置等を有しているか。		加重1 加重2
			研修の内容	・統計調査(調査事項)の特徴や特性が理解される工夫があるか。		加重2
	2.5	セキュリティ対策	基本的なセキュリティ	・情報漏洩のリスクに対する体制(報告・連絡・相談・行動等の業務フローが組織化されている)に工夫があるか。		加重1
			資格	・プライバシーマークの取得と情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証の両方を受けているか。		
			万全なセキュリティ	・効果的かつ実現可能な対策が具体的に示されているか。 ・事故が起きた場合の対応及び処理方法について適切であるか。		加重2 加重1
3 個別業務の実施方法						
	3.1	調査対象名簿の作成	正確性の確保	・正確性を高めるための独自の作業・審査方法が提案されているか。		加重2
	3.2	調査関係用品の印刷・発送	発送業務の質	・調査票の発送時に調査票の回収率を高める効率的な工夫がみられるか。 ・調査票の再発送時に不足が発生しない工夫がみられるか。 ・宛先不明等の施設・事業所について、速やかに再送付するための効果的な工夫がみられるか(バーコードの活用等)。		加重2 加重1
	3.3	調査票の回収	回収業務の質	・回収業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか(インターネットによる調査票の回収等)。		加重2
	3.4	受付	受付業務の質	・受付業務を効率的に行うために効果的な工夫がみられるか。 ・受付情報が督促業務に迅速に反映される体制が整っているか。		加重1 加重2
	3.5	審査	審査業務の質	・厚生労働省が貸与する「受付・審査仕様書」による審査の他、独自の工夫によりデータの正確性を高めるための効果的な工夫がみられるか。		加重2
照会対応の質			・審査業務において、疑義照会の方法に効果的な工夫がみられるか。		加重2	
	3.6	問い合わせ・苦情対応	苦情対応の工夫	・問い合わせ・苦情対応マニュアルを作成しているか。また、工夫がみられるか。 ・迅速かつ適切な対応を行うための工夫がみられるか。 ・電話本数・要員の配置、運営方法が明示され、増員等の対応が迅速(何日以内か。研修の方針も明記すること。)を行うための工夫がみられるか。		加重1 加重3
3.7				督促の運営と質	・効果的かつ効率的に回収を行うための工夫がみられるか。	
	3.8	データ入力	万全な体制	・正確性を確保するための工夫が見られるか。		加重2

「ISO9001の認証」「プライバシーマーク及びISMSの認証」については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価する。

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、次の「イ 総合評価点の計算」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲であること。

(イ) 別紙 1 1 「評価項目一覧」に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。(別紙 1 1 「評価項目一覧」の必須項目における「企画書の頁」が空欄の場合は、当該必須項目が記載されていないものとみなす。)

イ 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点}(\text{基礎点} + \text{加点}) + \text{価格点}$$

技術点は、必須項目審査で得られた基礎点と加点項目審査で得られた加点の合計点である各評価者の得点の算術平均とする。(200点満点)

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 落札者の決定に係る留意事項

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) 落札方式及び得点配分」の「イ 総合評価点」の計算によって得られた数値の最も高い一者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者が決定したときは、厚生労働省は遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、入札参加意思表示期限までに1者も入札参加の意思表示を行う者がいない場合、入札参加資格を満たす者がいない場合、必須項目を全て満たす入札参加者がいない場合または再入札を行っても落札者が決定しない場合は、厚生労働省が自ら当該業務を実施することと等とし、その理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会に報告する。

7 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙12のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(カ)について、厚生労働省に報告するとともに、必要に応じて厚生労働省から求められた場合にも同様に報告することとする。

- (ア) 調査票受付簿 (週1回)
- (イ) 事業所からの問い合わせ・苦情対応票 (週1回)
- (ウ) 事業所への照会票 (週1回)
- (エ) 事業所への督促状況票 (週1回)
- (オ) 勤務体制表 (毎月初め)
 - ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表 (予定)
 - ・ 調査票等を扱うことが出来る人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
 - ・ 勤務体制については、各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を報告
 - ・ 督促、内容チェック及び苦情対応業務等の業務担当者の氏名、所属を報告
- (カ) 事業報告書 (平成21年調査における結果 平成22年3月31日までに提出)
(平成22年調査における結果 平成23年3月31日までに提出)
(平成23年調査における結果 平成24年3月31日までに提出)

イ 厚生労働省は、民間事業者から受けた報告、上記(1)アについて取りまとめの上、各調査実施年の翌年6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の

事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話（適宜）

厚生労働省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話等（適宜）

厚生労働省から調査客体へ直接電話等を行うことにより、督促等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調べる。

ウ 従来の実施状況との比較（少なくとも毎月1回以上）

回収率について、すべての種類の調査票を社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査別に平成19年の国直轄調査（郵送調査）の実績値と比較することで進捗状況を確認する。

(3) 指示について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、厚生労働省に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

- (7) 民間事業者は、2(2)アに定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。なお、必要に応じて、民間事業者(再委託先を含む。)に立ち入り、業務の実施状況等を把握する必要から請負業務の場所は日本国内において実施すること。
- (4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- (4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

- (7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省社会統計課」や「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自らが行う業務が社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨を報告しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が厚生労働省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「(4) 秘密の保持」及び「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 上記(イ)から(エ)に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (7) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき
- (4) 暴力団員を業務の統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により厚生労働省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省とが協議するものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行期限までに履行できないときは、遅延賠償金として履行期限の翌日から起算した遅延日数に応じ、契約金額に対し年1000分の50に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に

納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について、毎年度の業務期間終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

(3) 調査項目

ア 調査対象名簿の作成状況（平成21年度は除く。）

イ 回収率・照会件数

ウ 実施経費（業務終了時点）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

(4) 厚生労働省は必要に応じ、民間事業者（再委託先を含む。）及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 厚生労働省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第41条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定

めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 8(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は8(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、8(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、遅滞なく、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 厚生労働省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。